

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改定後（令和5年4月版）	改定前（令和4年10月版）
--------------	---------------

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和5年4月）	長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和4年10月）																																																
<p>第1章 総 則 [省略] 第2章 工事の概要 [省略] 第3章 施工条件明示</p> <p>3-1-1条～3-1-4条 [省略] 3-1-5条 週休2日工事における現場閉所の実施</p> <p>本工事は、週休2日工事の対象であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。</p> <p>なお、実施する場合は、「週休2日実施要領」によることとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）に記載の取扱を行うものとする。</p> <p>また、実施しない場合は、以下の5）によるものとする。</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。</p> <p>(1)～(4) [省略] (5) 4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせて、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合とする。</p> <p style="text-align: center;">各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4週8休以上</td> <td style="text-align: center;">4週7休以上 4週8休未満</td> <td style="text-align: center;">4週6休以上 4週7休未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場閉所率</td> <td style="text-align: center;">28.5%以上 (8日/28日)</td> <td style="text-align: center;">25.0%以上 (7日/28日) 28.5%未満</td> <td style="text-align: center;">21.4%以上 (6日/28日) 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費（賃料）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共通仮設費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場管理費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.09</td> <td style="text-align: center;">1.07</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> </table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%以上 (8日/28日)	25.0%以上 (7日/28日) 28.5%未満	21.4%以上 (6日/28日) 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	<p>第1章 総 則 [省略] 第2章 工事の概要 [省略] 第3章 施工条件明示</p> <p>3-1-1条～3-1-4条 [省略] 3-1-5条 週休2日工事における現場閉所の実施</p> <p>本工事は、週休2日工事の対象であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。</p> <p>なお、実施する場合は、「週休2日実施要領」によることとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）に記載の取扱を行うものとする。</p> <p>また、実施しない場合は、以下の5）によるものとする。</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。</p> <p>(1)～(4) [省略] (5) 4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせて、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合とする。</p> <p style="text-align: center;">各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4週8休以上</td> <td style="text-align: center;">4週7休以上 4週8休未満</td> <td style="text-align: center;">4週6休以上 4週7休未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場閉所率</td> <td style="text-align: center;">28.5%以上 (8日/28日)</td> <td style="text-align: center;">25.0%以上 (7日/28日) 28.5%未満</td> <td style="text-align: center;">21.4%以上 (6日/28日) 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費（賃料）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共通仮設費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場管理費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.07</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> </table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%以上 (8日/28日)	25.0%以上 (7日/28日) 28.5%未満	21.4%以上 (6日/28日) 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03	現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5%以上 (8日/28日)	25.0%以上 (7日/28日) 28.5%未満	21.4%以上 (6日/28日) 25.0%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																																														
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																																														
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5%以上 (8日/28日)	25.0%以上 (7日/28日) 28.5%未満	21.4%以上 (6日/28日) 25.0%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03																																														
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04																																														

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改定後（令和5年4月版）	改定前（令和4年10月版）
<p>(6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。            (7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。</p> <p>3-1-6条～3-5-2条 〔省略〕</p> <p>第4章 その他</p> <p>4-1-1条 情報共有システム【対象工事】            本工事は、情報共有システムの対象工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和5年4月）」による。</p> <p>4-1-2条 情報共有システム【利用指定工事】            本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和5年4月）」による。</p> <p>4-1-3条 情報共有システム【非対象工事】            本工事は、情報共有システムの対象工事ではないが、受注者が希望する場合は受発注者間で協議し利用できる。利用する場合の具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和5年4月）」による。</p> <p>4-1-4条 〔省略〕</p> <p>4-1-5条 その他</p> <p>1. 設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-17から1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和3年10月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。</p> <p>2. 〔省略〕</p> <p>別紙〔省略〕</p>	<p>(6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。            (7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。</p> <p>3-1-6条～3-5-2条 〔省略〕</p> <p>第4章 その他</p> <p>4-1-1条 情報共有システム【対象工事】            本工事は、情報共有システムの対象工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和2年6月）」による。</p> <p>4-1-2条 情報共有システム【利用指定工事】            本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和2年6月）」による。</p> <p>4-1-3条 情報共有システム【非対象工事】            本工事は、情報共有システムの対象工事ではないが、受注者が希望する場合は受発注者間で協議し利用できる。利用する場合の具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和2年6月）」による。</p> <p>4-1-4条 〔省略〕</p> <p>4-1-5条 その他</p> <p>1. 設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-17から1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和2年12月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。</p> <p>2. 〔省略〕</p> <p>別紙〔省略〕</p>